

川越市職員の公益的法人等への派遣等に関する規則の 一部を改正する規則（案）の概要について

平成29年12月11日
総務部職員課

1 趣旨

川越市職員を公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会に派遣することにより、同委員会との連携を強化し、本市の大会準備に向けた交通及びまちづくりの整備等の事務事業をより一層円滑に進めようとするものです。

2 改正の内容

川越市職員の公益的法人等への派遣等に関する規則第2条第1項を以下のように改めます。

（下記規則（抜粋）の下線箇所を追加、修正するものです。）

○川越市職員の公益的法人等への派遣等に関する規則（抜粋）

平成十四年三月二十日
規則第十二号

（派遣団体等）

第二条 派遣条例第二条第一項及び処遇特例条例第二条第一項に規定する規則で定める団体は、次のとおりとする。

- 一 公益社団法人川越市シルバー人材センター
- 二 公益社団法人小江戸川越観光協会
- 三 公益財団法人川越市施設管理公社
- 四 公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会
- 五 社会福祉法人川越市社会福祉協議会

3 施行期日

この規則は、公布の日から施行する。